

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する「厚別区役所複写サービス」業務の仕様について、次のように定める。

1 複写サービス契約の目的

この契約は、受託者が複写サービスによりコピー等による複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機（以下「機器」という。）が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものである。

2 設置台数及び設置場所

機器の設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 設置台数 7 台

(2) 設置場所 札幌市厚別区役所（厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 - 2）内の下記場所

	場 所	部署名	台数	設置機器
①	厚別区役所 1 階	市民部総務企画課（広聴係）	1 台	A
②	同 上 1 階	保健福祉部保険年金課	1 台	B - 1
③	同 上 1 階	保健福祉部保護一・二課	1 台	B - 1
④	同 上 2 階	保健福祉部保健福祉課	1 台	B - 1
⑤	同 上 2 階	市民部総務企画課	1 台	B - 2
⑥	同 上 2 階	市民部地域振興課	1 台	B - 2
⑦	同 上 3 階	保健福祉部健康・子ども課	1 台	C - 1

(3) 機器の移動は、原則として受託者の責任と負担で行うものとする。ただし、委託者の都合により特別な費用を要するときは、受託者は委託者が認めた場合、その費用を請求することができる。

3 契約期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの単年度契約とし、自動更新はしない。

4 設置機器

【共通】

- (1) 間接静電式の複写機であり、P P C 用紙に複写する機能を持つ機器であること。
- (2) 書込解像度は 1200dpi×600dpi 以上で、階調は 256 階調以上であること。
- (3) 形式はコンソールタイプ（床置きタイプ）で、キャスターを装備していること。
- (4) 25% から 400% までの任意のズーム幅を確保していること。
- (5) 自動両面複写機能、自動用紙選択機能、自動倍率選択機能、自動濃度調整機能

等の各種自動化機能を装備していること。

- (6) 電子ソート機能を装備していること。
- (7) 手差し給紙を除く給紙は、前面給紙方式とし、機械本体に内蔵された給紙トレイを4段（B5、B4、A4、A3）以上装備していること。
- (8) サイズ混載機能がある自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (9) 手差しトレイにより、郵便はがき（日本郵便製）からA3サイズまでの用紙の給紙ができること。
- (10) 各設置場所に設置する機器は、同一メーカー製であること。
- (11) ウォームアップタイムは30秒以内であること。
- (12) ファーストコピータイムは4.0秒以内であること。
- (13) 委託者が、機器本体で印刷枚数を把握できること。
- (14) 札幌市グリーン購入ガイドライン（印刷機能提供業務）に適合すること。
- (15) 機器は令和7年4月1日午前8時45分までに正常稼働できるように設置すること。また、契約期間終了後は、機器を速やかに撤去しなければならない。
- (16) 設置する機器は、必ずしも工場出荷品（新品）であることを要しない。
- (17) 設置する機器は、受託者の費用により動産総合保険に加入するものとする。
- (18) 電源はAC100V15Aのコンセントで対応できること。
- (19) 受託者は、委託者の求めに応じて機器の適切な操作方法を指導すること。

【設置機器A：市民部総務企画課（広聴係）に設置する機器】

- (20) 原稿が同時に100枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (21) 複写速度は、A4横（短辺送り）で45枚/分以上であること。
- (22) フィニッシャーの取り付けは要しない。

【設置機器B－1：保健福祉部保険年金課、保護一・二課及び保健福祉課に設置する機器】

- (23) 原稿が同時に200枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (24) 複写速度は、A4横（短辺送り）で70枚/分以上であること。
- (25) 上記(7)の前面給紙方式のトレイのうち1段は1500枚以上給紙できる大容量トレイであること。
- (26) フィニッシャーの取り付けは要しない。

【設置機器B－2：市民部総務企画課及び地域振興課に設置する機器】

- (27) 原稿が同時に200枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (28) 複写速度は、A4横（短辺送り）で70枚/分以上であること。
- (29) 上記(7)の前面給紙方式のトレイのうち1段は1500枚以上給紙できる大容量トレイであること。
- (30) 以下の機能を有するフィニッシャーを装備していること。
 - ・B5サイズまでの50枚程度のPPC用紙を1～2箇所ステープルできる。
 - ・オフセット出力が可能なトレイを有する。

【設置機器C：保健福祉部健康・子ども課に設置する機器】

- (31) 原稿が同時に 200 枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (32) 複写速度は、A4 横（短辺送り）で 65 枚/分以上であること。
- (33) 上記(7)の前面給紙方式のトレイのうち 1 段は 1500 枚以上給紙できる大容量トレイであること。
- (34) ネットワークに対応したプリント機能、スキャン機能を持つ機器であること。（スキャン機能はカラーに対応していること。
- (34) フィニッシャーの取り付けは要しない。

【設置機器の個別事項】

- (35) 設置する機器は、月間の複写最高枚数が機器 1 台につき下表の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること。

ただし、下表の年間複写予定枚数については本業務の履行についての最低枚数を保証するものではない。

	部署名	設置機器	月間複写最高	年間複写予定
①	市民部総務企画課（広聴係）	A	7,000 枚	5,000 枚
②	保健福祉部保険年金課	B－1	20,000 枚	155,000 枚
③	保健福祉部保護一・二課	B－1	26,000 枚	200,000 枚
④	保健福祉部保健福祉課	B－1	41,000 枚	365,000 枚
⑤	市民部総務企画課	B－2	31,000 枚	65,000 枚
⑥	市民部地域振興課	B－2	30,000 枚	45,000 枚
⑦	保健福祉部健康・子ども課	C－1	24,000 枚	175,000 枚
合 計				1,010,000 枚

5 複写サービス料金

- (1) 複写サービス料金は、複写品 1 枚あたりの単価を定める。ただし、複写品は片面複写であり、両面複写の場合は 2 枚とする。
- (2) 月間最低複写サービス料金及び月間基本複写サービス料金の設定は行わない。
- (3) 複写サービス料金は、機器ごとに 1 か月間の複写枚数に複写品 1 枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）の合算とする。
- (4) 1 か月の複写枚数の算出にあたっては、1 か月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

6 複写品の保守及び消耗品の供給

- (1) 受託者は、機器が故障した場合は委託者の連絡により速やかに技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行い正常な状態に回復させなければならない。
- (2) 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを

得ない事情により就業時間外に作業する場合は、委託者と受託者が協議のうえこれを行うものとする。

- (3) 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の連絡に基づき、複写品の品質維持のため必要な場合、感光体、デベロッパー等の消耗品を交換するものとする。また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給し、使用済の消耗品は回収するものとする。

7 業務完了届の提出

受託者は、毎月の業務完了後、札幌市所定の完了届（役務-第9号様式）を提出すること。

8 その他

本仕様に記載なき事項又は疑義が生じた場合には、委託者、受託者双方で協議し解決するものとする。